

議 案 第 82 号

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

グリドル付こんろ等に係る離隔距離を定めるほか、所要の整備を行うため。

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。